

安城市市民政策提案に対する回答について（公表）

1 提案内容の概要

提案する政策の 名称	市民がつくる自治基本条例改正案・逐条解説改正案
受付日	平成28年2月16日（火）
署名人数	15人
提案内容	（1）自治基本条例第2条について、昨年度開催の自治基本条例検証会議において示された市民の意見と市の見解を反映させ、自治基本条例が法規として他の条例との上下関係を規律するものではないということが平明に理解できる条文や逐条解説となるように、市民参加による自治基本条例改正案および逐条解説改正案の作成・提案を行う。 （2）自治基本条例第3条（3）「市民参加」について、昨年度開催の自治基本条例検証会議において示された市民の意見と市の見解を反映させ、「市民参加」の権利を幅広い「市民」に保障することが、憲法と公職選挙法及び地方自治法に定められている有権者の「参政権（被選挙権、選挙権及び直接請求権のうち有権者にのみ認められるもの）」の侵害をひきおこすことを防ぐため、「市民参加」の意味（参政権ではないこと）や範囲を明確に示す内容の条文や逐条解説となるように、市民参加による自治基本条例改正案および逐条解説改正案の作成・提案を行う。

2 提案内容に対する市の検討結果

回答日	平成28年5月13日（金）
検討結果	不採択
結果の理由	（1）第2条「最高規範」について 自治基本条例が他の条例と上下関係を規律するものではないことは、本条例がそもそも地方自治法に規定する手続

結果の理由

きを踏んだうえで制定されていることから自明のことであり、その制定過程の正当性についてまであえて規定する必要がないことです。また、条文や逐条解説を平明に理解できるものとすることは、読みやすくなる一方、法令として規定する以上、法制執務上の制約もあり最低限解釈に揺るぎがないよう記載することは不可欠なことであり、平明な文章にすることは一定の限界があるものです。

また、自治基本条例は、具体的に住民に対して権利の制限や義務の賦課を定めるものではなく、安城市における自治の基本原則を定める理念条例であるため、各所に抽象的な表現や他法令からの用語の引用、あるいは法例文独特の表現手法が用いられております。この点が一般の方から見てわかりづらい部分もあると思いますが、このことだけをもってして本条例の改正やその逐条解説を改訂させる必要はないものと考えます。

「最高規範」という言葉は、「市民が主役の自治」の実現を目指すことを地方公共団体としての長及び議会に向けて求める訓示的、宣言的表現であり、「最高規範」という表現が、一般市民にとって、むしろ「基本」条例としての位置付けを理解されやすい表現であり、他に変わる適切な言葉はないと考えているため、この表現を削除しては安城市の自治の基本条例として本市における例規体系上その理念的な位置づけが大きく後退してしまいますので、本提案は不採択とします。

(2) 第3条「市民参加」について

自治基本条例における「市民参加」とは、有権者が持つ参政権のことを指すものではなく、第3条第3号で定義している内容は、市の施策に関して意見を述べたり提案をしたりすることです。こうした市民からの提案は有権者の持つ「参政権」とは異なり、市の行政に対して法的拘束力を

結果の理由

持つものではありません。

また、市の行政に対して意見を述べたり提案をしたりすることは、自治基本条例が制定される以前から行われてきたことですが、本条例では、市民参加の手続き方法を具体化したことで、そういった「市民参加の権利」という理念を明文化しています。

ただし、ここで提案された市民の意見等への対応については、提案された「意見を採用する」ことを必ずしも義務付けたわけではなく、市民の意見に対する最終の意思決定は長及び議会に委ねられています。

このことから、市民政策提案された「市民参加」から「参政権の侵害」という現象が起こるという懸念は現行法的にも起こりえないことであり、本条例の改正及び逐条解説の改定は不要であると考え、本提案は不採択とします。

なお、今回の提案のように、条例の解釈においては、読み手によって多様な解釈があることを改めて認識しました。今後、本条例の啓発を行っていく中で、条例が市民に保障している正確な内容を丁寧に説明し、誤解のないよう努めてまいります。